

# 事務所通信

2012年9月号 No.87



(ラッピング列車)

## CONTENTS

- |                   |    |                |    |
|-------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント          |    | ● 藤原の効果        | P4 |
| …経営者が罹る五つの麻疹(はしか) | P1 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 退職所得課税の見直し      | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
| ● 傷病手当金           | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## 経営者が罹る五つの麻疹（はしか）

### 企業はリスクに囲まれている

会社経営をしているといろいろなリスクに遭遇します。最近の台風や地震のように天災もあれば競合他社の出店もあります。取引銀行が倒産したり、合併で消滅することもめずらしいことではなくなってきました。労働組合ができたり、社員の一部がまとまって退職し得先を持っていったり、税務署が突然来たり……。まさに企業は多くのリスクに囲まれています。しかし、そのような一つ一つの経験が経営者を一歩ずつ成長させていきます。一度経験するとその対処法がわかり、二度と起こらないようにしていくのです。これを「経営者が罹る五つの麻疹」と呼んでいます。麻疹（はしか）なので一度罹ると二度は罹らないのです。

#### 一、赤字問題

#### 二、税務署問題

#### 三、暖簾問題

#### 四、労働組合問題

#### 五、女性問題

商売を始め、会社を興したころは信用もなく、人もまだ育たず、資金もなく朝早くから夜遅くまで一生懸命働いても売上があがらず、赤字が続きます。これが一つ目の赤字問題です。

やがてその問題を脱却し、会社も利益が出るようになると納税額の大きさに驚き、脱税で痛い目に遭います。これも一度経験すると二度としまい、と決意するのです。三番目は暖簾問題です。社員が得意先をとって独立するのです。これも一度このようなことが起こると二度と起こらないようにするにはどうすればよいのか、ということを考え対処していきます。四番目は労働組合問題です。私の友人の会社では労働組合ができました。ビラまき、団交、地労委による調停も経験しました。万一、今度労働組合ができて何らあわてることなく対処できますし、二度と起こらないようにしているそうです。五番目は女性問題です。これも一度痛い目に遭うと二度としないものですがこりない人も多いようです。

つまり会社の成長にあわせて今まで経験したことがないことが次々と起こり、その経験が自信となりあなたは立派な経営者として成長していきます。

経営上、どんなことが起こっても慌てず、恐れず、怯まず、避けず対応して下さい。あなたにとって経営上の未体験ゾーンはあなたを大きく成長させていきます。



# 退職所得課税の見直し

## 退職所得課税の見直し

平成24年の改正により勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、下記のとおり、見直されることになりました。

◆勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、  
2分の1課税を廃止します。

[所得税は平成25年分から、住民税は平成25年1月1日以後に  
支払われるべき退職金から適用します。]

### 【退職所得に係る所得税の計算】

他の所得と区分して次により分離課税

(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 × 税率 = 退職所得に係る所得税額

- ・勤続年数20年まで  
⇒1年につき40万円
- ・勤続年数20年超  
⇒1年につき70万円

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

### 【改正後】

- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

なお、平成25年1月1日以降に支払われる退職金について、退職所得に対する住民税の10%の税額控除が廃止されます。(役員以外にも適用)

財務省HPより

< 原 >

## 傷病手当金

傷病手当金とは、被保険者が負傷や病気の治療のために働くことができず、給料が支給されないときに、休んでいる期間の収入を補償しようという給付のことです。



### 1、支給条件 . . . . .

傷病手当金を受けるためには、以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

① 療養のためであること

この場合の「療養のため」というのは、健康保険の診療を受けている場合はもちろんのこと、自費で医師の診療を受けている場合や自宅での静養も含まれます。

② 負傷や病気のために働くことができないこと

③ 仕事を休んだ日が継続して3日経っていること（待機期間）

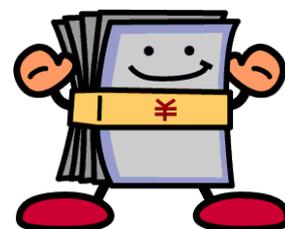
この3日間を待機といい、仮病や怠慢を防ぐためにとられているものです。この3日間は連続している必要があります。また、報酬の有無は問いません。したがって、有給休暇を使って3日経った場合でも条件を満たすことになります。

### 2、支給額 . . . . .

傷病手当金の額は、

標準報酬日額の3分の2×休んだ日数（待機期間を除く。）になります。

標準報酬日額の詳しい説明はここでは省略させていただきますが、だいたい1日分の給与と考えてください。



### 3、支給期間 . . . . .

傷病手当金が受けられる期間は、同じ病気やけが、またはその傷病が原因でおこった病気については、傷病手当金を受けはじめた日から、かぞえて**1年6ヶ月間**です。会社が本来休みである日(日曜日、祝日等)であっても、支給条件にあてはまれば、その日についても傷病手当金を受けることができます。

## 藤原の効果ってなに？

中心の距離が 1000km 程度以内の複数の台風が、接近して存在する場合に、台風がそれらの中間のある点のまわりで相対的に低気圧性の回転運動をする相互作用を及ぼして複雑な動きを示すことがあります。このような台風の相互作用（干渉）を「藤原の効果」と呼びます。

～藤原の効果（ふじわらのこうか、英：Fujiwhara Effect）～  
1921年に当時の中央気象台所長だった藤原咲平が、このような相互作用の存在を提唱したためこの名があります。「藤原効果」とも呼びます。



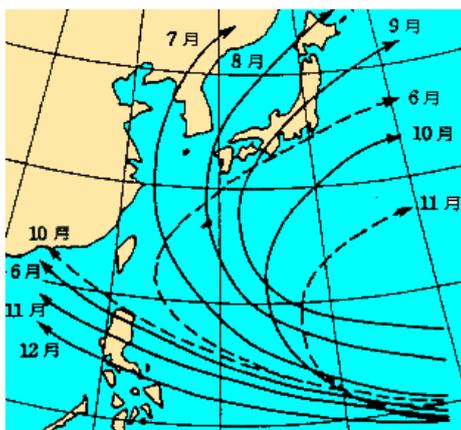
最近では台風 15 号と 14 号が接近  
8月28日のニュース

台風 15 号は沖縄本島地方を 31 時間にわたって暴風域に巻き込み、広い範囲に被害や影響をもたらしました。……台風 15 号が去った沖縄ですが、このあと、一時は台湾の南に抜けた台風 14 号が再び八重山方面に接近する見通しで、引き続き、台風への嚴重な警戒が必要……。

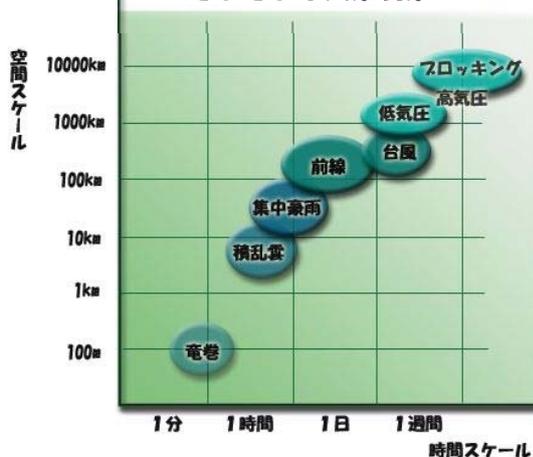


熱帯や亜熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）のうち、中心付近の最大風速が 17.2m/s 以上になったものを台風と呼びます。台風のおおよその勢力を示す目安として、台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。台風の「大きさ」は「強風域（平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）」の半径で、台風の「強さ」は「最大風速」で区分しています。

### 9月は台風の日本上陸回数が多い



### <さまざまな気象現象>



気象情報に注意する ・ 家の内外の備え ・ 危険な場所に近づかない

・ 危険が迫ったら早めの避難 ・ 自分の身は自分で守る

強風や局地的な大雨など、天候の急変にも充分注意しましょう！（参考資料：気象庁HP）

## QUESTION

税金（国税）を法定期限内に納税できないのですがどのような税金がかかりますか？

## ANSWER

税金が定められた期限までに納付されない場合には、原則として法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が自動的に課されます。

### <延滞税がかかる場合>

- (1) 申告などで確定した税額を法定納期限までに完納しないとき。
- (2) 期限後申告書又は修正申告書を提出した場合で、納付しなければならない税額があるとき。
- (3) 更正又は決定の処分を受けた場合で、納付しなければならない税額があるとき。  
いずれの場合も、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じた延滞税を納付しなければなりません。  
なお、延滞税は本税だけを対象として課されるものであり、加算税などに対しては課されません。

### <延滞税の割合>

法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて次の割合により延滞税が課されます。

- (1) 納期限の翌日から2月を経過する日まで  
原則として年「7.3%」  
ただし、平成12年1月1日以後については、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合となります。
- (2) 納期限の翌日から2月を経過した日以後  
年「14.6%」

## 研 修 予 定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
<b>9月のテルモ経営研究会はお休みします。</b>					

### お客様をご紹介ください！

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

### 会社の広告お手伝いします！

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



### ◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

#### 【賞与】

賞与(ボーナス)は日本独特の賃金慣行。普通の月給のほかに、「賞与」としてボーナスが出るようになったのは、明治9年で今日の「会社」ができて、まだ間もない頃であった。欧米では著しく業績が良かった時に臨時に支給したり、功績のあった特定の個人に褒美として与えるという意味でのボーナスはあるが、日本のように定期的に全ての社員に支給するケースは殆どない。



モチベーションカレンダーより(担当:池原)



## 休日カレンダー



9月（長月）September

日	月	火	水	木	金	土
						1 堀田、山田
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15 倉又、田中
16	17 敬老の日	18	19	20	21	22 秋分の日
23	24	25	26	27	28	29
30						

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

### 9月の税務

9月10日	平成24年8月分源泉所得税・住民税の納付
10月1日	平成24年7月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付 平成25年1月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付 平成25年4月、25年1月、10月決算法人の消費税の中間申告・納付



### あとかき

残暑が続いていますが、夏バテなどしていませんか？  
省エネ対策の一つのグリーンカーテンで知られているゴーヤ。  
ゴーヤは、暑い季節の活力源であり生活習慣病にも効果があるとか。  
ビタミンC、Bなど色々と体に良い成分が豊富、比較的育てやすく食べてよし、  
涼を感じてよしと一石二鳥、でも私はちょっとあの苦みが苦手です。  
これからは、実りの秋 食欲の秋でおいしい物も沢山あり、食べ過ぎに注意  
をしたいと思います。

< 那 須 >